

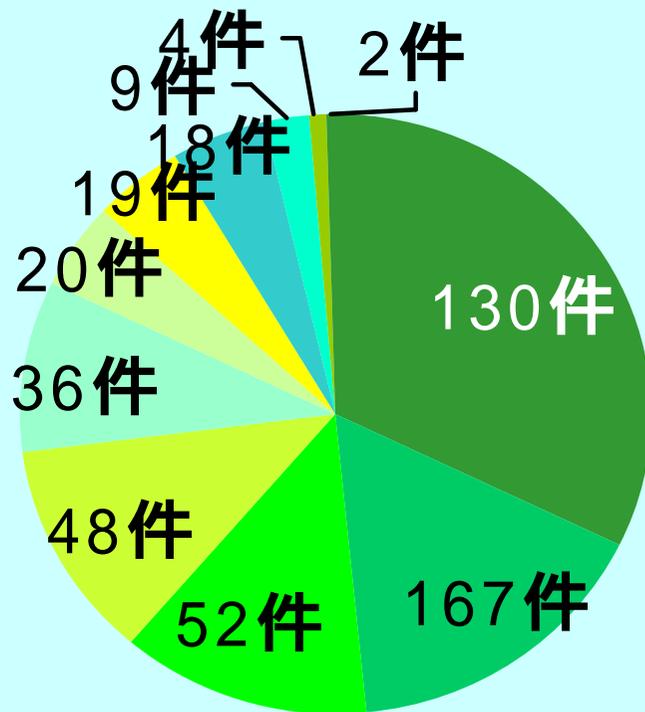
**わが国PFIの現状
-イギリスとの比較において-**

**鳥取大学教育地域科学部
光多**

	日本	イギリス
1.対象事業と実施事業種目	<p>対象事業はほとんど全ての公共的施設を網羅</p> <p>行政サービス事業、ソフト事業は対象外</p> <p>住民生活に直接関係が深い施設の建替、新設が中心。病院、学校、廃棄物発電等に移行。</p>	<p>PFIからPPPへ</p> <p>行政サービスの外部委託等全般的</p> <p>実施案件では病院、学校で約半数。</p>
2.事業主体	<p>・自治体が先行、国のPFIが実施段階</p>	<p>・国のPFIが先行、自治体PFIへ。</p>
3.事業の摘出	<p>・公共的施設としての位置付けの明確化が原点</p>	<p>・Universal Testingの実施</p>

イギリスのPFI 一分野別実績

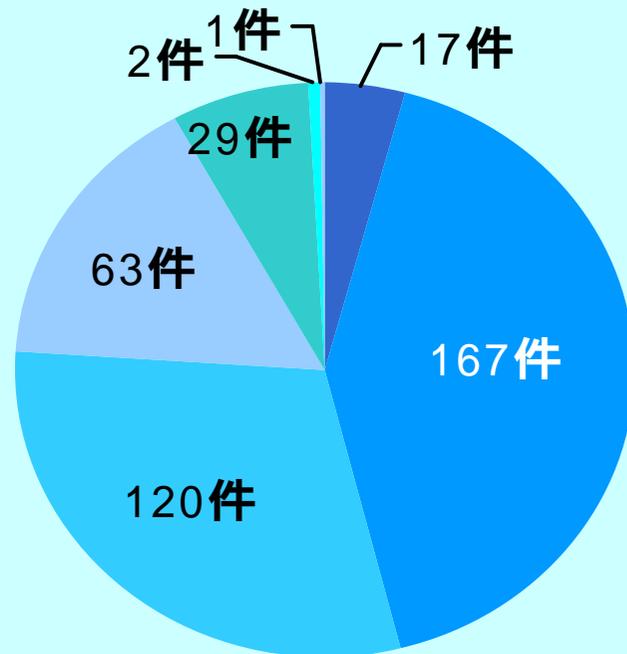
合計:395件



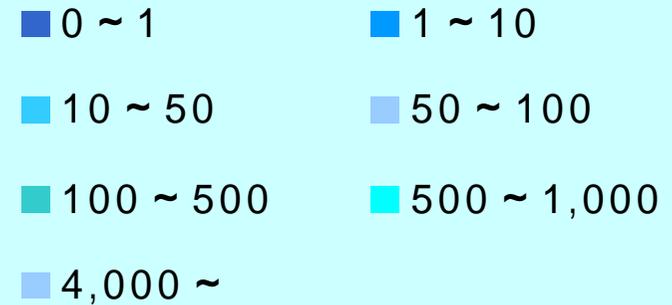
- 福祉施設/病院
- 大学/学校
- IT/ビジネスシステム
- 警察/裁判所/刑務所
- 防衛
- 政府官公庁舎
- 上下水道/廃棄物処理場
- 道路/橋
- 鉄道
- レジャー/文化施設
- 住宅

イギリスのPFI ー事業規模別実績ー

合計:395件



単位 : 100万ポンド(1.8億円)



	日本	イギリス
4 .PFI推進のための国の役割	<p>推進委員会が「基本方針」「ガイドライン」策定</p> <p>既存補助金 PFI事業に適用の検討、調査補助金等。</p> <p>制度的課題への対応（法律改正等）</p>	<p>・OGCを中心に財政支出の具体的チェック、手順等の徹底的整備、様式等の標準化推進。</p>
5 .推進体制	<p>内閣府推進室、推進委員会、各省個別対応。</p> <p>具体的事業では、コンサル、選定委員会の役割がケースバイケース</p>	<p>・PFI Task Force OGC, Partnership UK、4 Ps等 が推進主体。</p>

	日本	イギリス
6.VFM/PSCについて	<p>PSCについては曖昧なケースあり。今後蓄積の要あり。個別自治体で対応。PVレートの議論あり。</p>	<p>公共事業のコストの徹底的チェックの帰結 各省でも徹底チェック</p>
7.制度的課題	<p>大陸法的な制度 制度的課題多い。</p> <p>「公物への考え方」「民間事業者の選定方法」「公共施設の管理者」「契約保証金」等の問題。</p> <p>行政財産の規制緩和等制度改正への動き</p>	<p>本来英米法の中での制度 制度的課題はない（PFI関連立法は一つのみ）。</p> <p>公共施設の考え方が日本とは異なる。</p>

	日本	イギリス
9. 長期債務負担行為	<p>・長期債務負担行為が徐々に定着。但し、収益補償の具体的内容等については今後の課題。</p>	<p>・法制度整備により自治体の債務を国がカバー。</p>
10. 民間事業者選定方法	<p>一般競争入札と公募プロポーザル方式との議論。 現実の運用については、ケースバイケース。</p>	<p>・公募プロポーザル方式中心。但し、競争性担保につきEUとの議論あり。</p>
11. 地元事業者への対応	<p>「分割発注 一括発注」等による地元事業者問題あり。 SPCへの参画、PFIへの新規進出等の動き。</p>	<p>・公共事業の仕組みが日本とは異なる。効率性追求が中心課題。</p>